

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて許可書を交付する。	
根 抱 法 令 名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律180第39号)	
条 項	第10条	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1ヶ月
標準処理期間		計 1ヶ月
審査基準	<p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(H7.8.9 道政発第75号)、及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令 第7条による。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法</p> <p>第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。</p> <p>一 占用することができる電線共同溝の部分 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量 三 電線共同溝を占用することができる期間</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令</p> <p>(電線の構造等の基準)</p> <p>第七条 電線共同溝に敷設する電線の構造は、漏電、火災等により当該電線共同溝及び当該電線共同溝に敷設される他の電線の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 電線共同溝に電線を敷設する場合における敷設の方法は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 敷設に関する工事の実施に当たっては、あらかじめ、当該工事の期間及び概要を道路管理者に届け出ること。 二 電線共同溝に敷設されている他の電線の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。 三 電線共同溝のマンホール又はハンドホールのふたを開けておくときは、当該箇所にさくを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。 四 敷設に関する工事の時期は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(H7.8.9 道政発第75号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請

申請者



所管課

1ヶ月

交付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。